

ものづくり大学除籍の取扱いに関する規程

【平成20年5月21日 国技規程第88号】

【令和3年3月17日 一部改正】

(趣旨)

第1条 この規程は、ものづくり大学学則（以下「学則」という。）第38条に規定する学生の除籍について必要な事項を定めるものとする。

(除籍基準および除籍日)

第2条 学生の除籍基準および除籍日は、別表のとおりとする。

(復籍の申請)

第3条 次の各号の一に該当する場合は、除籍日から5年以内に限り、復籍の申請をすることができる。

- (1) 学則第38条第1号により除籍となった者で、当該除籍の事由となった未納の授業料等学生納付金を納付した場合
- (2) 学則第38条第3号により除籍となった者で、除籍前の休学理由の解消により、修学可能となった場合
- (3) 学則第38条第4号により除籍となった者で、当該学生の所在が明らかとなり、修学可能となった場合
- (4) 学則第38条第5号により除籍となった者で、在留資格認定証明書の交付申請を行う場合

2 前項にかかわらず、学則第38条第4号により除籍となった者で、当該除籍の事由となった行方不明の原因が自己の責任ではないと認められる場合は、行方不明の原因を証明できる書類を添えて、復籍の申請をすることができる。

3 復籍を申請する者は、復籍しようとする学期の初めより3か月前までに、復籍願を提出しなければならない。

(復籍の許可)

第4条 学長は、前条の申請があった場合、教授会の議を経て復籍を許可することができる。

(復籍日)

第5条 復籍の日は、学期の初めとする。

(在学期間)

第6条 復籍後の在学期間は、除籍前の在学期間に通算する。ただし、除籍前の在学期間と通算し8年を超えて在学することはできない。

(復籍の制限)

第7条 復籍は、同一人について1回限りとする。

(誓約書等)

第8条 復籍を許可された者は、誓約書および保証書、その他指定された書類を提出しなければならない。

(授業料等学生納付金等)

第9条 復籍を許可された者は、指定の期日までに復籍料および授業料等学生納付金を納付しなければならない。

2 指定の期日までに復籍料および授業料等学生納付金の納付がない場合は、復籍の許可を取消すものとする。

3 復籍料の金額は、復籍する年度の入学金の10分の1の額とする。

4 復籍の際に未納の授業料等学生納付金がある者が、未納であった授業料等学生納付金の全額又は除籍の対象となった授業料等学生納付金のみを納付した場合は、納付された学期の単位を取得済みとし、復籍後の在籍期間を算出する。

(規程の適用)

第10条 復籍を許可された者には、復籍年度の学則及び諸規程を適用するものとする。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、代議員会の議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成20年5月21日から施行し、平成20年4月1日から適用する

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表

区分			除籍基準	除籍日
学則第38条	第1号	授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者	学生納付金未納者に対する取扱いについて（国技内規第14号）に基づく	納付期限を迎えた月の次月の15日
	第2号	学則第13条に定める在学年限を超えた者	在学年限を超えること	在学年限の満了日
	第3号	学則第33条に定める休学期間を超えてなお修学できない者	休学期間を超えてなお修学できないこと	休学期間の満了日
	第4号	死亡又は長期間にわたり行方不明の者	（死亡の場合） 死亡したこと ※死亡・行方不明届 （ものづくり大学学生規則 別紙様式第9）の提出	死亡日 （死亡推定日を含む）
			（行方不明の場合） 行方不明となった日から6ヶ月が経過しても行方不明の状況であること ※死亡・行方不明届 （ものづくり大学学生規則 別紙様式第9）の提出	行方不明となった日から6ヶ月後の日

	第5号	外国人留学生で在留資格を失効した者	在留資格を失効したと	原則として在留資格を失効した日
	第6号	第1号から第5号と同等の事由により、学長が除籍が相当と判断した者	学長が除籍が相当と判断したこと	学長が指定する日